

※ 「入札保証金・契約保証金」 についての注意事項

(熟読をお願いします。)

入札書を提出される方は、以下に挙げるいずれかの手段で入札保証金（もしくはそれに代わるもの）を県に提出して頂く必要があります。

① 入札保証金を納める

入札保証金となる金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。

この場合、現金等（小切手の場合は、銀行が振り出し又は支払保証したものに限り）とともに「保証金等納付書」に記入・押印し提出して頂きます。

「保証金等納付書」が必要な方は、水産海洋技術センターにてお配りします。
入札保証金は指定の納付日に納付されるようお願いいたします。

② 入札保証保険に入ってその証書を提出する

保険金額は、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の5%以上です。

保証期間は入札書提出日から2週間程度の期間でお願いします。

③ 履行証明書を提出する

「過去2年間の間に、本県もしくは本県以外の地方公共団体または国（独立行政法人を含む。）との間に締結した同種・同規模の契約を履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）」を提出することです。履行証明は、過去2年間のもの2件が必要です。

証明書は、他の支店・営業所が履行したものでも構いません。また、同種・同規模とは、入札しようとする金額の100分の110（＝税込み金額）の20%を超える同種の契約を言います。

※ 例（入札金額250万円の場合）

契約希望金額が275万円となり、その20%となる55万円を超える契約の実績が2件以上必要。

（契約書の写しは、履行証明の代わりにはなりません。必ず履行証明書を提出してください。）

【契約保証金について】

落札後の契約保証金も入札保証金と同様の取扱いですが、契約金額（税込）に乗ずる率が変わります。

	入札保証金	契約保証金
① 保証金納付	5%以上	10%以上
② 保証保険	5%以上	10%以上
③ 履行証明	20%以上	20%以上

なお、入札保証金を納付された方が落札された場合、入札保証金をそのまま契約保証金の一部に充当することも可能です。